

(案)

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名 自然科学研究機構（山手）山手4号館2階他空調設備改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

発注者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 川合眞紀 と受注者
との間において、上記の工
事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契
約を締結する。

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、愛知県岡崎市明大寺町字東山5-1（自然科学研究機構山手地区構
内）において施工する。

第3条 着工時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 完成期限は、令和6年3月22日とする。

第5条 完成通知書は、自然科学研究機構岡崎統合事務センター財務部施設課に送付
するものとする。

第6条 請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき、自然科
学研究機構財務課より2回以内に支払うものとする。

第7条 請負代金は、金 円以内の額を前払金として前払するもの
とする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日の属する
月の翌月末までにするものとする。

第8条 請負代金（前払金を含む。）の請求書は、自然科学研究機構岡崎統合事務セ
ンター財務部施設課に送付するものとする。

第9条 契約保証金は、金 円を納付する。ただし、有価証券等の提
供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、
公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場
合は、契約保証金を免除する。

第10条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、組立保険契約を締結する。

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注
者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合に
は、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定
する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者で
ある事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取
引委員会が発注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命

令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第12条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構が定めた工事請負契約基準によるものとする。

第13条 工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。

第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮説費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者間において、協議して定める。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名押印する。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者

東京都三鷹市大沢2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

機構長 川合真紀

受注者